

『生命医学倫理』における共通道徳理論の展開

小林 秀 樹

序

ビーチャムとチルドレスによる『生命医学倫理』(Tom L. Beauchamp & James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics*, Oxford University Press, 1979^{1st}, 1983^{2nd}, 1989^{3rd}, 1994^{4th}, 2001^{5th})は、今や生命倫理学(bioethics)における古典的教科書と目され、その中で提起された自律尊重(respect for autonomy)・仁恵(beneficence)・無危害(nonmaleficence)・正義(justice)の四原則は、広く生命倫理学における基本原則として知られるにいたっている。そしてその原則を重視して個々の倫理的問題やジレンマにアプローチする立場は、「原則主義(principlism)」と呼ばれるようになった。日本においても第三版が翻訳されて以来、この四原則は当然のように「輸入」され、生命倫理をめぐる規範について標準的な理解を提供している。

しかし第三版以降、原著が大きな変化を見せていることは日本ではまだあまり知られていない。第三版以降の版では、彼らの四原則が功利主義や義務論などの倫理理論による正当化か

ら、「共通道徳(common morality)」による正当化へとその理論構成が変更されているのである。彼らの著作は生命倫理学において大きな影響力を持ってきたこともあり、彼らの理論構成上の変化は今後の生命倫理学の方向性を占う上でも非常に注目される。そこで本稿では『生命医学倫理』の第三版、第四版、第五版を中心にその理論構成上の変化を辿りながら、「原則主義」とも呼ばれる彼らの「四原則アプローチ」が共通道徳理論へ展開していった過程と共通道徳理論が抱える問題点を明らかにすることとしたい。

1、第三版における理論構成

まず考察の出発点として、倫理原則の正当化の問題を『生命医学倫理』第三版をもとに彼らの理論体系を踏まえた上で確認する。

第三版における彼らの理論構成は以下のような三つの特徴を有している。まず①具体的な行為・判断は道徳規則(rule)に

よって、道徳規則は道徳原則 (principles) によって、道徳原則
は倫理理論によって正当化される階層構造を持つということだ
がある¹⁾。ピーチャムらが示そうとしているのは、倫理理論から
具体的判断が演繹的に正当化されるトップ・ダウン型のモデル
である (ジーチャム 1997, p.5)²⁾。

しかし彼らによれば、②どの倫理理論に依拠するかにかわ
らず、共通に正当化できる道徳原則が存在するとされる。「功
利主義的観点からでも、また、義務論的観点からでも、同一の
原則 (自律尊重や正義といった原則) や規則 (真実告知や機密
保持といった規則) を弁護し、相対立する事例において、これ
らにほぼ同等の重みを付与することができる」(同書、p.50)。
ピーチャムらはこのように述べることで、最終的な根拠づけを
倫理理論に求めながらも、どの倫理理論を選択すべきかという
問題を不問に付すことができた。そして基本的な四原則やそこ
から派生する規則などについて吟味するのである³⁾。

さらに彼らは、W・D・ロスの暫定的義務と現実的義務を区
別する多元論的義務論を援用して、③道徳原則は拘束力を有す
るものの、あくまでも暫定的 (prima facie) なものであり、絶
対的拘束力をもつものではないとした。暫定的規則⁴⁾は、競合
する暫定的規則によって乗り越えられない限りにおいて拘束的
もしくは義務的であり (同書、p.62)、「衝突が生じた場合に、
いずれの原則を重視するかは、つねに独自の特徴をもつ特定の
文脈に依存する」(同書、p.63) ものとされた。

そもそも四つの基本原則がどのように導かれたのかについ

て、ピーチャムらは道徳的経験と道徳的理論は弁証法的関係に
あるとしている。「本書において承認をうるために提示した、
理論、原則、規則、および判断は、この弁証法的アプローチを
通じて発展してきたものである」(同書、p.10)。ピーチャムら
はこうした弁証法的考察の果てに四つの基本原則を導き出すの
であり、またその原則がどの倫理理論によってもそれぞれに正
当化されうることを見出した。その上で彼らは四原則を絶対的
なものとせず暫定的なものとする⁵⁾ことで、それらを問題の倫理
的分析や個別の判断に対する道具として提供したのであった。

2、第四版における理論構成

第四版における大きな特徴は二つある。一つは道徳的判断の
正当化モデルとして整合主義 (coherentism) を打ち出したこと、
二つ目に自らの倫理理論を「原則中心、共通道徳理論 (Principle
Based, Common-Morality Theories)」として提示したことである。
この二つの特徴には、功利主義やカント主義などの伝統的
な倫理理論に対し新たな倫理理論 (例えばケアの倫理や、決疑論)
が多様な展開を見せる中で、それらの倫理理論を踏まえ自らの
理論を更に独自に展開しようとする意図が伺える。本節では第
四版の理論構成とその問題点を明らかにする。

(1) 道徳的正当化の整合主義モデルと共通道徳

第四版ではあらためて道徳的正当化のモデルとして、演繹主

義 (deductivism)、帰納主義 (inductivism)、整合主義 (coherentism) という三つのモデルが導入される。以前の第三版では、道徳的熟慮や正当化が第四版で演繹主義モデルとして紹介される図をもとに論じられていた (ビーチャム 1987, p.5)。そのため第三版でも、道徳的経験と道徳的理論との間の弁証法的関係が議論されているにもかかわらず、第三版は最終的な正当化の根拠を倫理理論に求める演繹主義的モデルの色彩が濃かった。しかし第四版では、先の三つのモデルが提示され、そのうちの整合主義モデルの採用が明確に打ち出されているため、第三版に見られた演繹主義的な色合いが薄れている。まずはこの整合主義モデルもしくは「正当化の整合性理論 (a coherence theory of justification)」について詳しくみていくことにする。

彼らは J・ロールズの『正義論』における議論を参考にした上で、整合主義の目標を「反省的均衡 (reflective equilibrium)」に、そのスタート地点を「熟慮判断 (considered judgments)」におく。熟慮判断とは「その判断にわれわれが最も自信を持ち、そしてその判断に含まれるのは最も低い次元の偏見のみと信じられる道徳的確信」(1994, p.20) のことであり、彼らが引用しているロールズの言葉で言えば、「われわれの道徳能力が、ゆがみなく最もよく示されていそうな判断」(1994, p.20) のことである。そしてそのような熟慮判断をもとに、反省的均衡は「熟慮判断が理論の前提と一致し、整合的なものと見なされるように熟慮判断を調和させ、整理し、調整するといった」(1994, p.21) を目指すのである。

例えば、熟慮判断の結果として得られた原則や規則などの行為指針が不整合な結果を生み出す場合、その行為指針は反省や弁証法的調整によって再調整されたり放棄されたりする。彼らは科学における仮説が実験や実験的思考によって吟味され、修正され、時には放棄されるように、道徳的思考を科学の仮説に類似したものとして捉えるのである (1994, p.22)。

このように整合主義は、トップ・ダウン型の演繹主義でもボトム・アップ型の帰納主義でもなく、「両方向に運動する」(1994, p.20) 正当化モデルを採用する。そして熟慮された判断、規則、原則さらには関係する理論が「広範な反省的均衡」を目指して吟味され、その結果として全体的整合性を保つとき、それらは正当化されると考えるのである。

しかし彼らはこの考えが理想的にすぎることにも自覚している。実際に反省的均衡によって到達されるいかなる理論的一般化も、熟慮判断との完全な整合性には至らないだろう。そこで彼らは完全な整合性ではなく、「完全な整合性への最近接 (the best approximation to full coherence)」を道徳理論の適切なモデルとして提唱するのである (1994, p.22)。

また彼らは整合主義が持つ別の問題として「海賊の倫理綱領 (Pirate's Creed of Ethics)」(1994, p.24) の問題を挙げている。この問題は、例えば緊急時に互いに助け合い、禁じられた行為には罰が与えられ、強奪品は分配されるなどの内容をもつ海賊の倫理綱領が整合的である場合、その倫理綱領は道徳的に正当化できるのかを問うものである。

これはもちろん正当化できない。この問題で彼らが示そうとしているのは、単なる整合性だけでは道徳的正当化の十分な基礎になることができず、整合性とは別の何らかの基準が必要になるということである。しかしそれはどのようなものであろうか。われわれが海賊の倫理綱領を道徳的規約として受け入れられないと言う場合に、何がわれわれを正当化しうるだろうか。

ピーチャムらによれば、それこそ彼らがスタート地点として選んだ熟慮判断に他ならない。熟慮判断はあくまでも道徳的であることが前提となっている。そして彼らによれば熟慮判断が正当である根拠を更に問うことは、無限後退あるいは根拠のない正当化の循環に陥ることを意味する。したがって「唯一の抜け道は、他の判断に頼らずに正当化されたものとしていくつかの判断を受け入れること」(1994, p.24)なのである。

ピーチャムらはこの整合性理論を広く共有された社会規範である共通道徳と接続することにより、自らの倫理理論を「原則中心、共通道徳理論(Principle-Based, Common-Morality Theories)」として提示しようとする³⁰。

彼らによれば共通道徳とは「最も広い意味でそして最もなじみのある意味で、人間の行為に関する社会的に承認された規範を構成する」ものであり、また「共通道徳は社会的制度(institution)であり、身につけることのできる規範の綱領(code)を伴う」ものとされる(1994, p.6)。「このような共通道徳という基盤を整合性理論に接続することで、彼らは無限後退をさけるための基盤として、この共通道徳を「他の判断に頼らずに正当化された

もの」として受け入れるのである。

ピーチャムらは、このような共通道徳を源泉とする熟慮判断から、反省的均衡を経て道徳原則や規則が導出されることを構想しているのであり(1994, p.101)、その正当性は共通道徳への信頼と「広範な反省的均衡」による体系的整合性に求められているのである。

(2) 「原則中心、共通道徳理論」

以上、第四版において彼らが依拠する倫理理論を見てきたが、彼らが提示した「原則中心、共通道徳理論」には明瞭でない部分がある。それは「原則中心」と「共通道徳」との間どのような関係があるのかという問題である。この両者の関係について考察することを通じ、第四版において彼らが依拠する倫理理論について分析を深めることにする。

彼らは第三版と同様、第四版においてもいくつかの原則や規則に関しては、異なる倫理理論でも共通に正当化されることに言及している。「諸理論はライバルであるが、しばしば中間層(middle-level)の原則に収束する」(1994, p.102)。彼らは、そのように背景の理論を越えて原則や規則が共通に正当化されることを「理論を越えた収束(convergence across theories)」と呼んだ。

この「理論を越えた収束」によれば、彼らの四原則は複数の倫理理論において共通に正当化されるし、第三版の記述にもあったように、すでに正当化されたものと見なされる。「原則

中心」ということは、功利主義者やカント主義者の理論と同じように、義務の原則を強調する理論であることを意味しているが、この「原則中心」は四原則が複数の倫理理論によって正当化され、個別具体的な道徳問題への基盤となりうることをもって名づけられたと考えられる。

しかし他方で、彼らは自分たちの四原則について「これらの諸原則は、共通道徳における熟慮判断やこの著書でわれわれの出発点を形成する医療の伝統にまず第一に由来する」(1994, p.37)と述べている。また、「道徳原則の四つの区分が(中略)生命医学倫理にとって中心的であるということは、熟慮判断と整合性の調査によって到達した一つの結論」(1994, p.37)であるとも述べられている。こうした記述からは、四原則が熟慮判断から出発して反省的均衡を満たし、すでに正当化されたものとして理解されていることが見て取れる。

こうした記述を考慮するとき、彼らの理論には四原則の正当化をめぐって二つのモデルが混在しているように見える。一つは、第三版におけるように演繹主義的なモデルから到達した「理論を越えた収束」による正当化であり、もう一つは共通道徳を基盤にした整合主義モデルによる正当化である。しかしこの整合主義に基づく正当化は、「理論を越えた収束」とどのような関係にあるのか明らかにされてはいない。二つのモデルは正当化において全く別の方向性をもっており、無関係に論じられているように思われるのである。

そもそも彼らは自らの理論を「原則中心、共通道徳理論」と

呼んでおきながら、「そのような理論は原則中心である必要はない」(1994, p.100)と述べている。彼らにとって真に重視されているのは、「共通道徳」の方なのである。しかしそれにもかかわらず、彼らが「原則中心」と「共通道徳」という二つのタイプの理論を一緒に扱ったのは、「われわれの説明が位置づけられる倫理学の伝統を発展させるため」(1994, p.100)であるという。彼らのこの意図は全く明らかでないが、彼らの中には「原則主義」と評された第三版の理論的立場を継承しつつ、「共通道徳」理論との接続を果たすことが倫理学の発展に寄与できるという見通しがあったのかもしれない。

しかし生命医学倫理への「四原則アプローチ」あるいは「原則主義」と呼ばれ自ら擁護してきた¹⁰理論が、彼ら自らの手で「原則中心である必要はない」とされたことは、やはり大きな理論的転換と見ることができるといえる。そしてこの転換は、第五版において彼らの理論から「原則中心」が削除されていることにより更に明確となり、また同時に共通道徳理論としての性格が鮮明にされている。次に第五版の論述内容を確認し、共通道徳理論の展開をさらに分析することにする。

3、第五版における理論構成

第三版から第四版への変更に較べれば、第五版に見られる変更は一見する限りそれほど大きくない。しかし第五版では、第四版に残っていた不明瞭さや曖昧さが取り払われ、理論的には

一貫したものとなっている⁷¹⁾。

われわれの考察において重要であるのは、まず一つ目に共通道徳の記述に深まりが見られることである。また二つ目として、第四版では「倫理理論の類型」の章で紹介されていた「原則中心、共通道徳理論」が、第五版では「原則中心」の語句が削除され、純粋な「共通道徳理論」として、「道徳的正当化」を論じる章で提示されていることである。この節ではこれらの変更の意味を明らかにし、彼らが再提示した共通道徳理論について分析を深めることにする。

まず第五版においては道徳と共通道徳に対する記述に深まりが見られる。彼らによれば道徳とは「その最もなじみ深い意味で、人間の正しい行為や誤った行為に関する諸規範を表し、非常に広く共有されて、安定した（たいていは不完全であるが）社会的合意を形成している諸規範である」（2001, p.2）とされる。こうした社会的制度（institution）としての道徳には、道徳原則、規則、権利、価値を含む多くの行為基準が含まれており、われわれは成長とともにそれを学んでいくのである。

また道徳には道徳的理想（ideals）、共同社会規範（communal norms）、特別な徳目などが含まれるが、この道徳に対して、彼らは共通道徳を「すべての道徳的に真剣な（serious）人々が権威あるものとして受け入れる全ての諸規範をそうしてそうした諸規範のみから構成されている」（2001, p.3）ものとして区別する。

こうした道徳や共通道徳に関する記述の中で注目されるべきなのは、彼らがこれらの道徳を前理論的（pretheoretical）な存

在として、第四版よりも明確に打ち出しているということである⁷²⁾。彼らによれば、道徳とは「哲学的倫理学や神学的倫理学に見出される類の道徳的反省に先立って存在している社会的制度」（2001, p.5）である。そのため「諸規範が共通道徳に根拠づけられるという場合、それらは特定の哲学的あるいは神学的理論あるいは教義に根拠づけられていないことを意味する」（2001, p.5）ものとされる。彼らは諸規範がそもそも共通道徳に含まれており、しかもそうした共通道徳は、なんら学問的な哲学的・神学的正当化を経ないままに受け入れられているという前提に立つ。共通道徳に対するこの記述の深化は、第五版の大きな特徴と言える。しかし共通道徳に対するこのような理解は、共通道徳理論における正当化の問題にも大きな影響を与えている。

彼らによれば多くの異なる倫理理論が、類似した行為指針や類似した徳目、すなわち「理論を越えた収束」に行き着くのであるが、第五版では「そうした同意は、最初に共有されるデータベース、すなわち共通道徳の規範から生じる」（2001, p.37）ものとされ、収束や同意の根拠が全面的に共通道徳に求められている⁷³⁾。すなわち第五版の記述では、共通道徳を種々の倫理理論の根底に据えることで、原則や規則が異なる倫理理論によって正当化される過程が基礎づけられているのである。

これまで主要な倫理理論間の相違は、「理論を越えた収束」において不問にされてきた。しかしそれはあくまでも各倫理理論による正当化を前提とした話であった。各倫理理論は正当化

の階層において常に上位にあつて普遍的な妥当性を保持してきたのであり、諸原則の正当化根拠であり続けてきた。しかし第五版では、収束の正当化根拠とされた各倫理理論が、収束の正当化根拠の地位を共通道徳の規範に明け渡しているのである。

このように第五版では、一貫して共通道徳を倫理理論の基盤とすることによって、第四版に見られたような理論構成上の不明瞭さは回避されることになる。それはピーチャムらが主要な倫理理論（功利主義、カント主義、自由主義的個人主義、共同体主義、ケアの倫理）と共通道徳理論を分け、共通道徳理論をあくまでも熟慮判断と行為指針（原則や規則）との間の整合主義モデル、すなわち整合性理論としてのみ展開しているからである。共通道徳理論はどちらかといえば正当化を論じる理論であり、他の倫理理論のように一元論的な規範原理（価値）を持たない。むしろ道徳的に真剣な人々が受け入れる共通道徳を信頼し、それにもとづく熟慮判断が反省的均衡を通じて行為指針を提供するのである。こうして彼らの理論は「原則中心である必要はない」ことになり、第五版の彼らの理論からは、「原則中心」という言葉も削除されているのである。

共通道徳理論の構想に関して、第五版では共通道徳の果たす役割が第四版から大きく拡大している。共通道徳理論を謳う以上、共通道徳が理論の中心的位置を占めるのは当然である。しかし問題はこの共通道徳が理論のための基盤的役割を十分に果たしうるかどうかである。そこで最後に共通道徳理論をめぐる問題について検討することにした。この考察は必然的に共通

道徳をめぐる問題を明らかにするはずである。

4、共通道徳をめぐる問題点

共通道徳理論については、彼ら自身によって三つの問題点が特に重要であると指摘されている^③。それは①諸原則をどのように具体的事例に特定化（specification）して実践的判断に到達できるか、②整合性理論を共通道徳に結びつけたが、共通道徳は整合的なものにされうるか、③単に整合的な原則や規則の集まりでなく、ある理論が可能であると信じるに足る理由はあるかという三つの問題である。しかしこれらの問題は第五版で新たに指摘されたものではない。同じ問題点は第四版ですでに指摘されていたが、それにもかかわらずピーチャムらはそれに十分に答えておらず、同じ問題を第五版でも提起している。

そもそもこれらの問題に答えるためには、共通道徳に関するより詳細な概念規定が必要であると思われる。そのことは、彼らが共通道徳理論を重視する理由を確認することを通じて理解されよう。

なぜ共通道徳が他の倫理理論よりも、倫理学における基盤的役割を果たす上で適しているのかという問いに対して、彼らは次のように答える。それは、哲学的倫理的理論に見出される正当化の一般的規範や枠組が論争を呼び起こすのに対し、「共通道徳から導き出される原則や規則（例えば、われわれの四原則）について、はるかに多くの社会的合意が存在する」^④（2001, p.404）

ためである。すなわちその原則や規則をめぐる論争が少なく、実践的な意思決定や政策展開にとつて実用的であることから、共通道徳は倫理理論の基盤的役割を追うことを期待されているのである。

しかし多くの社会的合意が存在するという理由も、またそれゆえ論争が少なく実用的であるという理由も、共通道徳から導き出される原則や規則を正当化する理由としては十分ではないだろう。例えば、前者についてターナーは、普遍的な共通道徳の存在を支持する人類学的あるいは歴史的証拠がほとんどないことを指摘し、そもそもそのような普遍的で超歴史的な共通道徳が存在するのかという批判的懐疑を提示している (Turner 2003, p.194)。また、後者についてはドゥググライアが、ピーチャムらの合意に寄せる過度の信頼に懸念を示している (DeGrazia 2003, p.223)。そのことは、彼が多くの人々に共有されている判断、例えば「ホモセクシャルは道徳的に問題がある」などを取り上げ、それが必ずしも正しいわけではないことを示しているとおりである。

仮に共通道徳の存在が事実として認められたとしても、その共通道徳に含まれる規範の正当性が認められるわけではない。道徳規範の正当化の問題は全く別の問題である。ピーチャムらはこの正当化の問題を共通道徳の存在と整合性理論によって説明しようとしている。しかし彼らの共通道徳の定義、すなわち「すべての道徳的に真剣な人々が共有する諸規範一式」という定義はあまりにも曖昧であるため、共通道徳理論はこのままで

は空虚な正当化の理論と言わざるを得ないのである。

結びに代えて

本稿は、ピーチャムとチルドレスによる『生命医学倫理』の第三版から第五版までの理論構成についてその変遷を辿りながら、「原則主義」と呼ばれる彼らの「四原則アプローチ」が共通道徳理論へと展開していく過程を明らかにした。その過程では、当初道徳的正当化モデルにみられた演繹主義的色彩からの脱却と整合主義モデルへの統一、さらに「理論を越えた収束」から共通道徳への全面的根拠づけが見られ、彼らの理論は共通道徳理論へと整備されていった。他方、共通道徳理論が抱える問題点も指摘した。特にピーチャムらが考えていた問題よりも、「共通道徳とは何か」という問いの吟味こそもつと根本的に問われるべき問題であり、共通道徳理論の成否の鍵を握っている問題であることが指摘された。

本論では検討することができなかったが、この共通道徳をめぐる問題について、すでにピーチャムが先のターナーやドゥググライアらによる批判を受ける形で「共通道徳の擁護」という論文を書いている。その中で彼は共通道徳を「道徳の目標に關与するすべての人によって共有される諸規範のまとまり」(Beauchamp 2003, p.260 傍点引用者)と定義し直し、「すべての道徳的に真剣な人々」という表現がもつ曖昧さを排除している。

「このように「道徳の目標 (the objectives of morality)」とは、「人々の生活の質を悪化させる諸条件を減殺することによって、人間の繁栄 (human flourishing) を促進するもの」(Beauchamp 2003, p.260) とされている。ビーチャムがこの目標を示した」として、共通道徳理論はその諸規範が向かうべき方向を示され、また新たな展望が開かれることとなっている。共通道徳理論の新たな展開についての考究は、今後の課題として残されている。

注

次の著作からの引用については、煩雑さを避けるため著者名を省略し、出版年とページ数のみを本文中に示した。

Beauchamp, Tom L. and Childress, James F. (1994, 2001), *Principles of Biomedical Ethics*, 4thed., 5thed., Oxford University Press.

(1) ビーチャムらは「本書における熟慮および正当化に対するアプローチは、階層もしくはレベルとして、図示することができる」として以下の図を提示しその階層構造を示している。この図は第四版においても掲載され、道徳的正当化の演繹 (deductive) モデルを説明する図として紹介されている。しかし第五版でこの図は削除された。

4. 倫理理論



3、原理
→
2、規則
→
1、具体的な判断と行動

(2) トム・L・ビーチャム/ジェイムズ・F・チルドレス (永安幸正・立木教夫監訳) (1997) 『生命医学倫理』成文堂。第三版については邦訳書による。ただし principle (s) については、訳語の統一をはかって「原則」という訳語に改めた。

(3) ビーチャムらは規則功利主義と規則義務論のうちいずれを選択すべきかを検証し、それぞれが異なる理論を支持したことを報告している。しかしその理論選択は、お互いが一方よりも「わずかに好ましい」程度であったとされてそれ以上問われないまま、共通に正当化される原則・規則が論述の中心となる。

(4) ここでいう規則には原則も含まれるとされている (ビーチャム 1997, p.62)。
(5) 第三版では倫理理論の類型として功利主義と義務論の二つが考慮されるのみであったが、第四版ではその考察の範囲が拡大している。第四版では功利主義 (Utilitarianism: Consequence-Based Theory) とカント主義 (Kantianism: Obligation-Based Theory) の他に、特性倫理学 (Character Ethics: Virtue-Based Theory)、自由主義的個人主義

(Liberal Individualism: Rights-Based Theory) 共同体主義 (Communitarianism: Community-Based Theory) ケア倫 理学 (Ethics of Care: Relationship-Based Theory) 決疑論 (Casuistry: Case-Based Theory) 原則中心 共通道徳理 論 (Principle-Based, Common-Morality Theories) が倫理理 論として考察されている。

(6) cf. Beauchamp and Childress 1994, p.37

(7) 他にも第五版では「多様な読者の要求に応じるために」章 立てに大きな変更が施され、これまで先頭に置かれていた 抽象的な道徳理論や道徳的正当化を扱う理論的部分が最後 の第三部に配置され、医療従事者に求められる徳目や四原 則の適用に関する記述が冒頭に配置されるなど、より実用 的な章立てに変更されている。

(8) 共通道徳の前提論的存在という側面については、第四版で は次のように述べられることになってくる。「言語や政治体 制 (constitution) のように、共通道徳はわれわれがそれに 関連する規則や規制を教えられる以前に存在している」 (1994, p.6)。

(9) 第四版にも以下のような記述がある。「そうした同意は、 部分的には (in part) 最初に共有されるデータベース、す なわち共通道徳の規範から生じる」(1994, p.110、傍点引用 者)。「この記述はほぼ第五版と同様の記述であるが、収束 (同意) を全面的に共通道徳に依拠させている点で、第 四版のもつ理論的な不徹底さがうかがえる。

(10) 本論で取り上げた共通道徳理論がもつ問題の他に、正当化 の整合主義モデルがもつ問題として、彼らは以下の四つを 挙げている。①整合主義の正確な対象範囲 (道徳的判断な のか、政策なのか、事例なのか、道徳的真理なのか) が曖 昧である。②整合性にどのようにして到達すべきか、また 到達した時をどのようにして知るか明らかでない。③道徳 的正当化の理由を公表することが十分にできない。④整合 性という方法を用いて手に入るやり方は多様な葛藤を排除 する力を欠くという点。しかしピーチャムらは全ての道 徳理論がこうした問題を抱えているので驚くにはあたらな いと述べている (2001, p.401)。

参考・引用文献

赤林朗編 (2005) 『入門・医療倫理―』勁草書房
Beauchamp, Tom L., and Childress, James F. (1994, 2001), *Principles of Biomedical Ethics*, 4thed., 5thed., Oxford University Press.
Beauchamp, Tom L. (2003), "A Defense of the Common Morality", *Kennedy Institute of Ethics Journal* 13: 219-30.
DeGrazia, David. (2003), "Common Morality, Coherence, and the Principles of Biomedical Ethics", *Kennedy Institute of Ethics Journal* 13: 219-30.
Gert, Bernard; Culver, Charles M.; and Clouser, K. Danner. (1997), *Bioethics: A Return to Fundamentals*, Oxford University Press.

今井道夫・香川智晶編 (2001) 『バイオエシックス入門【第三版】』東信堂

ロバート・M・ヴィーチ (品川哲彦監訳) (2004) 『生命倫理学の基礎』メディカ出版

トム・L・ビーチヤム／ジェイムズ・F・チルドレス (永安幸正・立木教夫監訳) (1997) 『生命医学倫理』成文堂

Turner, Leigh. (2003), "Zones of Consensus and Zones of Conflict: Questioning the "Common Morality" Presumption in Bioethics", *Kennedy Institute of Ethics Journal* 13: 193-218.
Veatch, Robert M. (2003), "Is There Common Morality?", *Kennedy Institute of Ethics Journal* 13: 189-192.

(こしやし・ひびき 淑徳大学総合福祉学部講師)